



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

- 告示
 - 1074 貸金業の登録の取消し (商工観光労働総務課)
 - 1075 県営土地改良事業の事業計画の変更 (農村計画課)
 - 1076 肥料の登録有効期間の更新 (果樹園芸課)
 - 1077 木材業者等の登録 (林業振興課)
 - 1078 保安林の指定の解除 (森林整備課)
 - 1079 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課)
 - 1080 「わかやま・福祉のまちづくりマップ」施設現地調査業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (都市政策課)
- 選挙管理委員会告示
 - 115 参議院和歌山県選挙区選出議員通常選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の要旨
- 公告
 - 入札公告 (都市政策課)

告 示

和歌山県告示第1074号

貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第37条第1項の規定により、次の者について貸金業の登録を取り消したので、同法第41条の規定により公告する。

平成19年9月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 商号又は名称 マルゲン屋
- 2 氏名 森英隆
- 3 主たる営業所又は事務所の所在地 和歌山市元寺町4丁目5番地 クロイワビル2階
- 4 登録番号 和歌山県知事(N1)第01417号
- 5 登録年月日 平成18年6月13日

- 6 行政処分の日付 平成19年8月24日
- 7 行政処分の内容 登録の取消し
- 8 行政処分の理由 貸金業の規制等に関する法律第37条第1項第4号に該当するため。

和歌山県告示第1075号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定に基づき、県営広域営農団地農道整備事業紀の里地区につき土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、この旨を公告し、土地改良事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成19年9月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 縦覧に供する書類
県営広域営農団地農道整備事業紀の里地区の土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成19年9月5日から平成19年10月4日まで
- 3 縦覧場所
和歌山県農林水産部農林水産政策局農村計画課、那賀振興局及び紀の川市役所

和歌山県告示第1076号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成19年9月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
和歌山県第726号	乾燥菌体肥料	乾燥菌体肥料	窒素全量5.5 りん酸全量1.5	公定規格のとおり	築野食品工業株式会社 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字新田94番地	平成22年9月13日

和歌山県告示第1077号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例(昭和45年和歌山県条例第14号)第5条第3項の規定により、木材業、製材業及びチップ業の登録業者を次のとおり告示する。

平成19年9月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

木材 登録 番号	製材 登録 番号	チップ 登録 番号	登録年月日	住所(又は主たる 事務所の所在地)	氏名(又は名称)	業務の態様	営業所又は工場の所在地
2001	2001		平成19年7月1日	橋本市高野口町小田525	石田製材所 石田雅道	木材・製材	橋本市高野口町小田525
3002			平成17年7月1日	紀の川市粉河412	那賀広域森林組合 代表理事組合長 森田邦久	木材	紀の川市粉河412
4025			平成17年7月1日	有田郡有田川町日物川262	タカガキ木材林業 高垣幸治	木材	有田郡有田川町三田376
5001			平成19年7月1日	日高郡日高川町大字大又97	有限会社原見林業 代表取締役 原見健也	木材	日高郡日高川町大字大又97
	5001		平成19年7月1日	御坊市熊野457	岡垣内工業 岡垣内義弘	製材	御坊市熊野457
	5002		平成19年7月1日	日高郡美浜町田井553-3	宮所建材株式会社 代表取締役 宮所啓祐	製材	日高郡美浜町和田688
5002	5003		平成19年7月1日	日高郡みなべ町南道113-1	カツラギ製材 葛城知則	木材・製材	田辺市上の山1丁目2番15号
		5001	平成19年7月1日	日高郡日高町大字原谷1	株式会社ヤナパーク 代表取締役 中川藤吉	チップ	日高郡日高町大字原谷1
	6001		平成19年7月1日	田辺市中辺路町北郡27-1	田辺市中辺路木材加工場 田辺市長 真砂充敏	製材	田辺市中辺路町北郡27-1
6001	6002		平成19年7月1日	田辺市あけぼの49番8号	有限会社広栄 代表取締役 谷本憲一	木材・製材	西牟婁郡上富田町生馬救馬谷186-3 西牟婁郡上富田町生馬救馬谷186-4
	6003		平成19年7月1日	西牟婁郡白浜町庄川143-6	有限会社丸広木材 代表取締役 坂本弘志	製材	西牟婁郡白浜町庄川143-6
	6004		平成19年7月1日	西牟婁郡すさみ町周参見1704	有限会社きのくに林産加工 代表取締役 湯川勝	製材	西牟婁郡すさみ町周参見1704
	6005		平成19年7月1日	西牟婁郡上富田町岩田2819-7	岩田木材 稗田多喜男	製材	西牟婁郡上富田町岩田2819-7
6002	6006		平成19年7月1日	西牟婁郡すさみ町周参見2547-3	上市屋銘木店 上市雅史	木材・製材	西牟婁郡すさみ町周参見2547-3 西牟婁郡すさみ町佐本根倉52
	6007		平成19年7月1日	田辺市龍神村小家1013-3	川口建設株式会社 代表取締役 川口明久	製材	田辺市龍神村小家972-39 田辺市龍神村小家972-40
6010	6004		平成17年7月1日	田辺市上野239-1	山路木材 古守一議	木材・製材	田辺市上野239-1
7001			平成19年7月1日	東牟婁郡那智勝浦町朝日2丁目164	紀南素材生産事業協同組合 理事長 岩本嘉四郎	木材	東牟婁郡那智勝浦町2丁目164
7002			平成19年7月1日	東牟婁郡古座川町明神260	南紀森林組合 代表理事組合長 寺田展治	木材	東牟婁郡古座川町明神260 東牟婁郡古座川町直見212
	7001		平成19年7月1日	新宮市新宮4573-5	有限会社日光木材 代表取締役 岡崎武人	製材	新宮市新宮4573-5
7003	7002		平成19年7月1日	新宮市新宮3458-1	株式会社シングハウジング 代表取締役 吉田一茂	木材・製材	新宮市新宮3458-1 新宮市新宮3424
7004			平成19年7月1日	新宮市熊野川町上長井359	林業和田 和田成悟	木材	新宮市熊野川町上長井359
7005			平成19年7月1日	新宮市熊野地1丁目13番6号	有限会社くまの 代表取締役 北田恵彦	木材	新宮市熊野地1丁目13番6号

和歌山県告示第1078号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成19年9月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 解除に係る保安林の所在場所 田辺市中芳養字津志野1

152、1153の3、1155の2、字嶋之谷1673の3

- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

和歌山県告示第1079号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成19年9月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 椎出横前地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱7号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱7号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、標柱1号と標柱7号を結ぶ線は町道148号線との官民境界とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番	備考
1号	伊都郡	九度山町	椎出	横前	857番1	
2号	"	"	"	"	857番2	
3号	"	"	"	"	857番2	
4号	"	"	"	"	853番1	
5号	"	"	"	"	868番	
6号	"	"	"	"	858番13	
7号	"	"	"	"	851番1	

2 松瀬地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱4号と標柱5号を結んだ線、標柱5号と標柱10号を結んだ線、標柱10号と標柱11号を結んだ線及び標柱11号と標柱4号を結んだ線に囲まれた区域を平成17年3月18日和歌山県告示第335号で指定した松瀬地区急傾斜地崩壊危険区域に追加する。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番	備考
10号	日高郡	日高川町	松瀬	中畑	790番5	
11号	"	"	"	"	177番	

和歌山県告示第1080号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき「わかやま・福祉のまちづくりマップ」施設現地調査業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成19年9月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調達役務

「わかやま・福祉のまちづくりマップ」施設現地調査業務

2 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書

エ 印鑑証明書

オ 財務諸表（個人にあっては、青色又は白色申告書の写し）

カ 使用印鑑届

キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの。

（ア）法人税及び所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）和歌山県が課する県税全税目

（ウ）個人にあっては、和歌山県内の在住市町村が課する個人住民税（県・市町村民税）

ク 誓約書

ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

コ 建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定するものをいう。）が2名以上勤務することを証する書類

サ 建築物等に関する設計・調査等の実績を有することを証する書類

(2) (1) のイからクまでに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で既に和歌山県が行う指名競争入札等参加申請の審査を経て、現に有効な指名競争入札等登録参加通知書を交付されている者については、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

(3) (1) のア、イ、カ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成19年9月4日（火）から同年9月19日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に定める休日（以下「休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、3に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成19年9月25日（火）までの間に和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

(5) (4) における書面による質問に対する回答について

は、平成19年10月2日(火)までに当該質問を行った者に対して書面により行うものとする。

なお、重要な事項に関する場合は、3に掲げる説明会の出席者に対しても回答を行うこととする。

3 資格審査説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県民文化会館 5階 503号室

(2) 日時

平成19年9月7日(金) 午前11時から

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成19年9月4日(火)から同年9月19日(水)までの休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に5に掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課
和歌山市湊通丁1丁目2番地の1(県庁南別館)
郵便番号 640-8585
電話番号 073-441-3230
(ファクシミリ番号 073-441-3232)

6 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 一般競争入札参加者の資格

この一般競争入札に参加することができる者は、平成19年9月4日(火)現在において、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。

(4) 和歌山県福祉のまちづくり条例の趣旨及び内容を理解している建築士(建築士法第2条第1項に規定するものをいう。)を2名以上確保できる者であること。

(5) 建築物等に関する設計・調査等の実績を有する者であること。

(6) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。

8 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、審査の結果を競争入札参加資格結果通知書により平成19年9月25日(火)までに通知する。

9 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、平成19年10月2日(火)までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明要求に対する回答については、平成19年10月9日(火)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第115号

平成19年7月29日執行の参議院和歌山県選挙区選出議員通常選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収入及び支出の報告書の要旨について、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第192条第1項の規定により、次のとおり公表する。

平成19年9月4日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 平成19年7月29日執行 参議院和歌山県選挙区選出議員通常選挙

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

34,941,500 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	国重秀明	所属党派	日本共産党	期間	6月7日から 8月8日まで	第1回分
出納責任者氏名	下向正平					
収入				支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		人件費	円	
日本共産党和歌山県委員会	政党	4,082,103 円		家屋費	1,455,229 円	
				選挙事務所費	1,430,229 円	
				集合会場費	25,000 円	
				通信費	81,065 円	
				交通費	14,000 円	
				印刷費	1,714,825 円	

その他の寄附	件	円	広告費	514,944 円
その他の収入		円	文具費	5,000 円
今回計		4,082,103 円	食糧費	26,008 円
前回計		円	休泊費	219,734 円
総計		4,082,103 円	雑費	51,298 円
			今回計	4,082,103 円
			前回計	円
			総計	4,082,103 円

報告書受理年月日	平成19年8月9日	第1回報告分
----------	-----------	--------

候補者氏名	阪口直人	所属党派	民主党	期間	6月28日から 8月8日まで	第1回分
出納責任者氏名	岩橋喜博					

収入			支出	
主たる寄附			人件費	円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	512,343 円
民主党	政党	5,000,000 円	選挙事務所費	245,844 円
民主党和歌山県参議院選挙区	政党	5,000,000 円	集会会場費	266,499 円
第1総支部			通信費	円
阪口拓造	無職	100,000 円	交通費	円
山田直子	会社員	1,000,000 円	印刷費	2,511,180 円
			広告費	945,555 円
その他の寄附	件	円	文具費	62,424 円
その他の収入		円	食糧費	63,395 円
今回計		11,100,000 円	休泊費	129,668 円
前回計		円	雑費	219,992 円
総計		11,100,000 円	今回計	4,444,557 円
			前回計	円
			総計	4,444,557 円

報告書受理年月日	平成19年8月13日	第1回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	世耕弘成	所属党派	自由民主党	期間	6月22日から 8月9日まで	第1回分
出納責任者氏名	竹田實					

収入			支出	
主たる寄附			人件費	1,190,000 円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	1,685,086 円
自由民主党和歌山県参議院	政党	6,210,832 円	選挙事務所費	1,429,261 円
選挙区第一支部			集会会場費	255,825 円
			通信費	374,402 円
その他の寄附	件	円	交通費	15,250 円
その他の収入		円	印刷費	2,974,200 円
今回計		6,210,832 円	広告費	1,118,008 円
前回計		円	文具費	35,114 円
総計		6,210,832 円	食糧費	458,855 円
			休泊費	472,795 円
			雑費	813,083 円
			今回計	9,136,793 円
			前回計	円
			総計	9,136,793 円

報告書受理年月日

平成19年8月12日

第1回報告分

公 告

入 札 公 告

「わかやま・福祉のまちづくりマップ」施設現地調査業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成19年9月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務年度及び業務番号

平成19年度 都政第1号

(2) 調達役務の名称及び数量

「わかやま・福祉のまちづくりマップ」施設現地調査業務一式

(3) 予定価格

857,850円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

(4) 調達役務の仕様等

入札説明書による。

(5) 履行期限

平成19年12月31日(月)

(6) 納入場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成19年和歌山県告示第1080号に規定する「わかやま・福祉のまちづくりマップ」施設現地調査入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市湊通丁1丁目2番地の1(県庁南別館)

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

(2) 期間

平成19年9月4日(火)から同年10月18日(木)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

4 入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

3の(1)に同じ。

(2) 期間

3の(2)に同じ。

5 一般競争入札の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の場所及び日時は次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県民文化会館 5階 503号室

イ 入札日時

平成19年10月19日(金)午前11時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便により競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成19年10月19日(金)午前10時までに県土整備部都市住宅局都市政策課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

9 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

10 落札者の決定方法

- (1) この入札の開札には、和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課の職員が立ち会うものとする。
- (2) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (3) 落札者となるべき同価の入札をした者が2以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課の職員にくじを引かせるものとする。
- (4) 再度の入札は、行わない。

11 契約書の作成の要否

要

12 契約の締結における議会の議決の要否

否

13 その他

- (1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課
和歌山市湊通丁1丁目2番地の1(県庁南別館)
郵便番号 640-8585
電話番号 073-441-3230
- (2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。